○厚生労働省告示第百四十号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第三十八条の五の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用し、国民健康保険法附則第十条第一項、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第七条及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額（平成二十年厚生労働省告示第二百三十五号）は平成二十九年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第三十八条の五に規定する厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額は次のとおりとする。

厚生労働大臣が定める組合	組合員の報酬	組合の標準報酬総額
全国土木建築国民健康保険組合	第一種組合員の基準報酬月額及び基準賞与額	第一種組合員の基準報酬月額の当該年度及び後期高齢者医療の国庫負担金の交付金の算定等に関する政令第三十八号第二項第一号及び第二号の規定による高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項の二十五の二第一項第四号及び前期高齢者交付金の額を合算した額の総額の種組合の合計額に基づき、当該年度の同年度において得たる額の二分の一に相当する額を組合員の報酬及び賞与の額に準じて補正した額